

家庭廃棄物の処理手数料の経緯

〔決定までの経過〕

時期	会議等	備考
平成18年 5月10日	市長から米子市廃棄物減量等推進審議会に対し、「ごみの有料化のあり方及び実施方法・時期等」について諮問 (以後、8月28日までに計6回審議)	
9月 4日	米子市廃棄物減量等推進審議会から市長に対し、「ごみの有料化のあり方について(平成18年度審議会結果報告書)」答申	
19日	米子市議会に条例(案)を提案	執行部案・市議会の修正案は下記のとおり
	米子市議会民生環境常任委員会において質疑の後、委員から修正案が提示される	
	米子市議会民生環境常任委員会において修正案を可決	
10月 5日	米子市議会本会議において修正案を可決	
平成19年 4月1日	ごみ処理手数料の有料化開始	

〔米子市議会による修正〕

- ・答申内容を踏まえ、市民の負担を50%(大袋1枚80円)として執行部から提案しました。
- ・市議会民生環境常任委員会において、執行部原案に対する修正案が提示されました。修正案は同委員会で可決され、本会議においても可決されました。
- ・80円から60円への修正にあたっては、ごみの減量化による経費削減を図ることとされました。

	区分	執行部案	市議会の修正案
料金体系 (1枚あたり)	大袋1枚(40リットル)	80円	60円
	中袋1枚(20リットル)	40円	30円
	小袋1枚(10リットル)	20円	15円
	シール(袋に入らないもの)	80円	60円
1世帯の1か月の負担額		640円	480円
収入見込額(年額)		460,000千円	345,000千円
			ごみ減量の効果、ごみの処理に要する経費の推移等を勘案しながら、平成21年4月1日以降において手数料の額を見直すものとする。

〔米子市廃棄物減量等推進審議会における見直し〕

平成21年8月25日に、市議会での付帯決議に基づく諮問が行われました。審議会でも4回協議が行われ、22年3月9日に「現行どおりとする」との答申を行いました。